

環境森林部所管工事共通仕様書 新旧対照表

新	旧
第 1 1 編 治山編 第 1 章 山腹基礎工及び落石防止工 第 1 節 【略】 第 2 節 適用すべき諸基準 1－3－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 日本治山治水協会 治山技術基準解説 総則・山地治山編 (令和 6 年 2 月) 1－3－2 【略】 第 3 節～第 9 節 【略】 第 2 章 山腹緑化工 第 1 節 【略】 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 日本治山治水協会 治山技術基準解説 総則・山地治山編 (令和 6 年 2 月) 第 3 節～第 11 節 【略】 第 3 章 溪間工 第 1 節～第 3 節 【略】 第 4 節 治山ダム工（コンクリート） 3－4－1～3－4－3 (略) 3－4－4 木製残存型枠工（パネル式） 1～5 (略) 6 高耐久木製残存型枠 高耐久性木製残存型枠の材料については以下による。 (1) 注入前処理として、インサイジング処理及び深浸潤特殊・圧縮処理加工を行うものとする。 (2) 加圧注入処理方法は、JIS A 9002 による。 (3) 保存処理薬剤は、JIS K 1570 の規定によるものとし、保存処理品質規格は、JAS に規定する性能区分 K4 相当と	第 1 1 編 治山編 第 1 章 山腹基礎工及び落石防止工 第 1 節 【略】 第 2 節 適用すべき諸基準 1－3－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 日本治山治水協会 治山技術基準解説 総則・山地治山編 (平成 2 1 年 1 0 月) 1－3－2 【略】 第 3 節～第 9 節 【略】 第 2 章 山腹緑化工 第 1 節 【略】 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 日本治山治水協会 治山技術基準解説 総則・山地治山編 (平成 2 1 年 1 0 月) 第 3 節～第 11 節 【略】 第 3 章 溪間工 第 1 節～第 3 節 (略) 第 4 節 治山ダム工（コンクリート） 3－4－1～3－4－3 (略) 3－4－4 木製残存型枠工（パネル式） 1～5 (略) (新設)

する。 (4) 受注者は、防腐・防蟻処理証明書及び 10 年間の防腐・防蟻品質保証証明書を保管し、工事完成時に提出するものとする。 (5) 受注者は、その他材料について疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 第 4 章 地すべり防止工 第 1 節 【略】 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 地盤工学会 グランドアンカー設計・施工基準・同解説 P C フレーム協会 P C フレームアンカー工法 設計・施工の手引き 地すべり対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第三分冊） くい挿入工、アンカー工事 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第四分冊） 集水井工事、排水ボーリング工事 日本治山治水協会 治山技術基準解説 地すべり防止編・保安林整備編 第 3 節～第 15 節 【略】 第 5 章・第 6 章 【略】 第 1 2 編 林道編 第 1 章～第 5 章 【略】 第 6 章 鉄筋コンクリート橋 第 1 節 【略】 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合には、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（ I 共通編） （平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説	第 4 章 地すべり防止工 第 1 節 【略】 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 地盤工学会 グランドアンカー設計・施工基準・同解説 P C フレーム協会 P C フレームアンカー工法 設計・施工の手引き 地すべり対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第三分冊） くい挿入工、アンカー工事 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第四分冊） 集水井工事、排水ボーリング工事 日本治山治水協会 治山技術基準解説 地すべり防止編 第 3 節～第 15 節 【略】 第 5 章・第 6 章 【略】 第 1 2 編 林道編 第 1 章～第 5 章 【略】 第 6 章 鉄筋コンクリート橋 第 1 節 【略】 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合には、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（ I 共通編） （平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説
---	---

[illegible]

工事材料使用願

西臼杵支庁長
〇〇農林振興局長 殿

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
(押印不要)

1 工 事 名 _____
2 路 河 川 名 _____
3 工 事 場 所 _____
4 工 期 〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日

標記工事について、下記材料を使用したいので提出します。

記

番号	材 料 名	規 格	使用 予定 数量	単位	製造元		購入元		県外の 理由 注4)	備 考 (摘要・有効期限等) 注5)
					県産品 注1)	製造会社名 注2) (都道府県名)	取引店名 注3) (県外：都道府県名) (県内：市町村名)	県内店		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

注1) 下記の分類からあてはまるものを記入すること。
(a) 県内に主たる営業所を有する企業が生産、加工又は製造したもの
(b) (a)以外のもので、県内の事業所等で生産、加工又は製造されたもの
(c) (a)、(b)以外のもので、原材料等に占める県産品の費用割合が過半数を占めるもの
(d) 県産品でないもの
※上記の公共工事における県産品の考え方については、県HPのしごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準に掲載しており、「公共工事における県産品の優先使用について」による。
注2) 製造会社名の下に（ ）書きで製造工場がある都道府県名を記入すること。なお、県産品である場合には、記入不要とする。
注3) 取引店名の下に（ ）書きで取引店の所在地を記入する。所在地は、取引店が県外の場合は都道府県名を、県内の場合は市町村名を記入し「県内店」欄に「○」を記入すること。なお、県産品である場合には、記入不要とする。
注4) 下記の分類からあてはまるものを記入すること。
(1) 県産品がないため。
(2) 県内に在庫がないため。
(3) 購入先で県産品の取扱いがないため。
注5) 材料毎の品質規格証明書等を添付すること。また、県産品については、それを証明する資料を添付することとし、品質規格証明書等で確認できる場合は、資料を不要とする。なお、宮崎県新技術等活用促進システムにおいて、県産品登録がされている材料については、備考欄に「【区分別整理番号No.〇〇】」と記載し、県産品を証明する資料添付は不要とする。

総括 監督員	主任 監督員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者

工事材料使用願

西臼杵支庁長
〇〇農林振興局長 殿

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
(押印不要)

1 工 事 名 _____
2 路 河 川 名 _____
3 工 事 場 所 _____
4 工 期 〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日

標記工事について、下記材料を使用したいので提出します。

記

番号	材 料 名	規 格	使用 予定 数量	単位	県産品 注1)			製造会社名 (製造工場住所) 注2)	取引店名 (取引店住所) 注3)	県内 本店・ 支店・ 営業所	備 考 (摘要・有効期限等) 注4)
					(a)	(b)	(c)				
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

注1) 県産品の場合は、下記の分類による項目に「○」を記入し、県産品を使用しない場合は、理由書を添付すること。
(a) 県内に主たる営業所を有する企業が生産、加工又は製造したもの
(b) (a)以外のもので、県内の事業所等で生産、加工又は製造されたもの
(c) (a)、(b)以外のもので、県産品を原材料等として使用したもので、原材料等に占める県産品の費用割合が過半数を占めるもの
※上記の公共工事における県産品の考え方については、県HPのしごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準に掲載しており、「公共工事における県産品の優先取用について」による。
注2) 製造会社名の下に（ ）書きで製造工場の住所を記入すること。なお、県産品である場合には、記入不要とする。
注3) 取引店名の下に（ ）書きで取引店の住所を記入し、取引店が県内の場合には、「県内本店・支店・営業所」欄に「○」を記入すること。なお、県産品である場合には、記入不要とする。
注4) 材料毎の品質規格証明書等を添付すること。また、県産品については、それを証明する資料を添付することとし、品質規格証明書等で確認できる場合は、資料を不要とする。なお、宮崎県新技術等活用促進システムにおいて、県産品登録がされている材料については、備考欄に「【区分別整理番号No.〇〇】」と記載し、県産品を証明する資料添付は不要とする。

総括 監督員	主任 監督員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者